

建設工事競争入札心得

(総則)

第1条 有限会社ケア・コラボレートK・Hが発注する工事請負の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、北海道が行う競争入札への参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(開札)

第6条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第7条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行いますが、再度入札の執行回数は原則として、1回とします。また、再度入札によっても、落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第8条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するとは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

(契約の締結)

第9条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、有限会社ケア・コラボレートK・Hの作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に有限会社ケア・コラボレートK・Hに提出しなければなりません。